

別記2

工作物調査算定要領

1 工作物の調査は、次表の区分に応じ、調査事項欄に記載のある事項について調査するものとする。

区分	種類	単位	調査事項
生産設備	機械設備要領 第1条第2項に記載する生産設備の判断基準による。	式	種類(使用目的)、規模(大きさ及び広さ) 園芸用のフレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又はコンクリート等の煙突、給水塔、貯水槽、用水堰等にあつては、当該施設の構造の詳細。 テニスコート、ゴルフ練習場等にあつては、打席数又は収容台数等 給水塔、貯水槽、貯水池、浄化池等にあつては、収容能力等。 その他、当該施設の再設費又は移設費の積算に必要と認められる事項 特殊な機械設備であつて移設の可否、又は移設の期間についての判断が困難なものについては、専門家又は権利者側の技術者等から、判断に係る事情を聴取する。
建物付随工作物	木造建物要領に記す。		
庭園	庭石、灯籠、築山池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているもの。	式	庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等 庭園施設の部材、施工方法等の調査 意匠、管理状況及び立竹木類の種類、形状寸法、数量等
独立工作物	一般宅地以外に存する井戸、貯水槽煙突、農作業小屋等で建物として調査する必要のない軽微なもの。	式	附帯工作物要領に準じて調査する。

(注) 工作物の図面は原則として添付すること。

## 2 補償額の算定

生産設備の補償額の算定は、「基準」、「運用方針」及び「取扱要領」によるほか、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じて行うものとする。

## 3. 単価等

補償額算定に用いる単価等は、次によるものとする。

- (1) 標準書に定める単価。
- (2) 標準書に記載されていない単価を使用するときは、監督員と協議のうえ、見積り又は市場調査により求めるものとする。

## 4. その他の運用等

この要領に関する細部の運用等については、別途用地課長が定めることができるものとする。